

2012年11月5日

北海道知事 高橋はるみ様
北海道環境生活部環境局自然環境課 御中

(一般社団) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

北海道による生物多様性保全条例素案に対する意見

以下に「生物多様性保全条例素案」に関する当会の意見を述べますので、改めて慎重に検討されることを願います。

1. 新条例の素案は、自然保護の内容に関してどこに新しさがあるのか明示されていない

生物多様性の保全は、従来から使用されてきた自然保護の多面的な内容を遺伝子、種および生態系の多様性それぞれの保全として言い直した側面が大きく、同時に、人間社会における野生生物の価値の高さを改めて再認識させるものである。そのため、生物多様性の保全において、従来の自然保護の長所は継続し、その欠点は修正し、その上で、新たな施策を講じうる明確な方向づけが重要である。何故、新条例を策定するのか、明確な理由が示されなければならない。

この観点に基づくと、素案の1頁に生物多様性保全に関する新条例の目的が示されているが、その後の内容を読むと、この素案は、従来の鳥獣保護、外来種ならびに希少種に関する既存条例を合わせただけで、新たな自然保護策が生まれてこない印象を与える。新条例は、北海道の生物多様性保全について、将来に向けて新たな視点を加えて充実させる方向、いわば新条例を策定するメリット・目玉となる内容を明記しなければならない。

2. 生物多様性のうち、種の多様性に特化した欠陥がある

生物多様性条約などによると、生物の多様性には、遺伝子の多様性、種の多様性および生態系の多様性が含まれる。また、北海道環境審議会自然環境部会の生物多様性に関する審議報告(2012年4月)は、遺伝子、種および生態系の多様性の保全について別記し、それぞれ丁寧に表現している。しかし、道の素案では、種の多様性に関する記述が大半を占め、遺伝子の多様性と生態系の多様性に関しては、保全の内容が見えない。

第一に、1頁に示されたI総則3基本原則では、(1)「生物の多様性の保全は、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならないこととします」と記されている。このうち、「自然環境」は包括的ではあるが曖昧な概念であるので、「自然生態系」と明記すべきである。そのことによって、生態系の多様性保全について多少は明記できる。

第二に、2頁に示されたII基本的施策10調査研究等の推進では、(1)「道は、外来種や希少野生動植物等の生息又は生育の状況等について、定期的に調査を進めるとともに、道民、民間の団体及び研究機関等と連携し、科学的知見の蓄積と共有を図るもの」と記されている。ここでは、何故、外来種や希少種など種の多様性に限定した調査研究が記述されるのかまったく疑問である。遺伝子の多様性や生態系の多様性に関する調査研究が明記されない点は大問題となる。前記の自然環境部会報告では、種の多様性のほかに、生態系の多様性の保全の推進という項目の下に、「生態系の保全を図るため、生態系の現状を的確に把握すること」と明記され、遺伝子の多様性についても同様に明記されている。したがって、上記の(1)「道は、外来種や希少野生動植物等、生物種の生息又は生育の状況だけでなく、自然生態系の状況等について、定期的に調査を進めるとともに、遺伝

子の多様性についても調査研究を進め、道民・・・」と明記すべきである。

第三に、3～8頁に示された III 生物多様性の保全を推進するための施策として、鳥獣の保護管理、外来種対策ならびに希少種対策の、種の多様性に関する施策が大半を占めており、生態系の多様性、あるいは遺伝子の多様性に関する施策がほとんど記されていない。したがって、生態系と遺伝子の多様性に関しても別項目を設け、重複した施策となるが「調査研究の推進」を記述するなど、具体的施策の記述が必要である。

3. 生態系の多様性保全について明記すべきである

3頁のII 基本的施策 1 2 生物多様性の保全上重要な地域等は、生態系の多様性の保全に関わる項目のようであるが、生態系の多様性に関する点で曖昧である。そのため、(1)「道は、生物の多様性の保全上、重要度の高い地域等に関する情報を整備し、公表するものとします」の文章の中で、「重要度の高い地域等」について、「遺伝子と種の多様性から重要な地域ならびに生態系の多様性から重要な地域」である旨を明記すべきである。

特に生態系の多様性保全に関連して、北海道の自然保護政策上、長く重視されてきた既存体制の長所、北海道自然環境保全指針がある。これは、自然公園や自然環境保全地域等、法令による保護地域だけでなく、国有林や民有林、民有地など法令による保護地域でない場所でも、自然保護上重要な地域を網羅的にまとめており、土地所有者の協力などによって今までの自然保護政策で実効ある応用がなされてきた指針である。このような既存の保護体制に認められる長所は、北海道における生態系の多様性保全にとって、今後とも有効であるとする。素案は、このような既存体制の長所を軽視している印象が強いので、新条例において、過去から続く良き内容は明記し、それらを発展させ充実させる方向が示されなければならない。

4. 生物多様性維持回復事業は、かなり曖昧であるので、理念的再整理が必要である

3～4頁に示された生物多様性維持回復事業は、何を意味するのか、内容が良く分からないので、まったく説明不足である。また、生物多様性の維持と回復は異なる概念であるが、この維持回復事業については、北海道環境審議会自然環境部会では十分論議されず、報告にも明記されていない。部会報告では、推進的施策の中で、生態系、種および遺伝子の多様性の保全の推進それぞれにおいて、「現状把握の上、変化などに対して必要な場合に保全上の措置を講じること」旨が記述されていた。

それに対して、素案は、上記の「措置」を超えて、新たに、部会で十分論議されてこなかった「自然再生」の考え方を入れたと判断される。しかし、自然再生に関しては、国内において多数の失敗例も成功例もあるので安易にかくべきでなく、理念的な再整理と実際に生物多様性保全に有効であるのかの科学的検証が必要である。同時に、素案の維持回復事業は何を示すのか、概念的に再整理し、その内容を道民に改めて知らせるべきである。

5. その他

3～8頁に示された III 生物多様性の保全を推進するための施策として、種の多様性に関して、鳥獣の保護管理、外来種対策、そして希少種対策の順序に記述されている。

しかし、生物多様性条約、種の保存法、生物多様性国家戦略などにおいて、減少が著しい生物種や絶滅寸前にある生物種がまず最初に書かれるので、まず、希少種対策を第一にあげるのが良いと考える。第二に、地域の生物多様性を構成する在来種が減少・絶滅する原因として、外来種が問題視されてきたので、外来種対策を第二にあげたい。その結果として、鳥獣保護は最後に書くことになる。